

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

告示

○薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定	第313号	(医薬安全課)	2
○計量器の定期検査の実施	第314号	(商業流通課)	2
○保安林予定森林	第315号	(森林保全課)	3
○土地収用法による事業認定 (東三河都市計画道路3・5・50号蒲郡環状線新設工事(市道国京宮間2号線))	第316号	(用地課)	3

選挙管理委員会告示

○政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体	第45号	(選挙管理委員会事務局)	4
---------------------------------	------	--------------	---

公告

○愛知県女性総合センターの指定管理者の募集	(男女共同参画推進課)	7
○愛知県弥富野鳥園の指定管理者の募集	(自然環境課)	7
○ふぐ処理師試験の実施	(生活衛生課)	8
○大規模小売店舗の変更の届出	(商業流通課)	8
○緊急防災等工事計画書の縦覧	(農地計画課)	10
○公共測量の実施	(用地課)	10
○海陽ヨットハーバーの指定管理者の募集	(港湾課)	11
○開発行為の許可に基づく工事完了	(建築指導課)	12
○警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)の実施	(生活安全総務課)	12
○落札者等の公示		13

雑報

○愛知県市町村職員共済組合の決算の要旨	(市町村課)	13
○愛知県都市職員共済組合の決算の要旨	(同)	15

告 示

愛知県告示第313号

薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年愛知県条例第51号）第2条第6号の規定に基づき、知事指定薬物を次のように指定し、令和7年7月5日から施行する。

令和7年7月4日

愛知県知事 大村 秀章

知事指定薬物

- 1 1-（ベンゾ[d][1,3]ジオキソール-5-イル）-2-（シクロヘキシルアミノ）プロパン-1-オン及びその塩類（通称名Cypu tyl one、N-Cyclohexylmethyl one）
- 2 2- {2- [（4-エトキシフェニル）メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル} -N-エチルエタン-1-アミン及びその塩類（通称名N-Desethyl etonitaz ene）
- 3 （8R）-6-アリル-N，N-ジエチル-1-（チオフェン-2-カルボニル）-9，10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類（通称名1T-AL-LAD）
- 4 1から3までに掲げる物のいずれかを含有する物

愛知県告示第314号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、計量器の定期検査を次のように実施する。

なお、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定による計量器の所在の場所で行う定期検査は、各区域ともそれぞれ検査期日後60日以内に実施する。

令和7年7月4日

愛知県知事 大村 秀章

区 域	検 査 期 日	受 付 時 間	検 査 会 場
清須市	令和7年9月9日（火）	午前10時から正午まで 午後1時から午後3時まで	清須市新川福祉センター
同	同 9月10日（水）	同	清須市清洲市民センター
北名古屋市	同 9月17日（水）	同	北名古屋市役所西庁舎
同	同 9月18日（木）	同	同
西春日井郡豊山町	同 10月2日（木）	同	豊山町役場
小牧市	同 10月7日（火）	同	小牧市市民会館
同	同 10月8日（水）	同	同
同	同 10月9日（木）	同	同
同	同 10月10日（金）	同	同
丹羽郡大口町	同 11月5日（水）	同	大口町役場
犬山市	同 11月12日（水）	同	犬山市南部公民館
同	同 11月13日（木）	同	同
同	同 11月14日（金）	同	同
丹羽郡扶桑町	同 11月18日（火）	同	扶桑町役場
岩倉市	同 11月19日（水）	同	アデリア総合体育文化センター
同	同 11月20日（木）	同	同
江南市	同 12月2日（火）	同	江南市役所
同	同 12月3日（水）	同	同
同	同 12月4日（木）	同	同

2 定期検査対象特定計量器

質量計（計量法施行令（平成5年政令第329号）第2条第2号に掲げるもの。ただし、自重計及び自動はかりを除く。）で取引又は証明に使用するもの

3 定期検査実施機関

愛知県指定定期検査機関 一般社団法人愛知県計量連合会

愛知県告示第315号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定に基づき、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和7年7月4日

愛知県知事 大村 秀章

1 保安林予定森林の所在場所

北設楽郡豊根村下黒川字柿嶋25の7（次の図に示す部分に限る。）、1の1、22の2、23の1、23の3、23の4、24の1、24の3、25の3、25の4

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県農林基盤局林務部森林保全課及び豊根村役場に備え置いて縦覧に供する。）

愛知県告示第316号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき、次のように事業の認定をした。

令和7年7月4日

愛知県知事 大村 秀章

1 起業者の名称

蒲郡市

2 事業の種類

東三河都市計画道路3・5・50号蒲郡環状線新設工事（市道国京宮間2号線）

3 起業地

(1) 収用の部分

蒲郡市神ノ郷町横枕及び宮間地内

(2) 使用の部分

蒲郡市神ノ郷町横枕及び宮間地内

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

東三河都市計画道路3・5・50号蒲郡環状線新設工事（市道国京宮間2号線）は、蒲郡市豊岡町西門地内から同市柏原町小敷塚地内までの延長4,635mを全体計画区間とする事業であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、3の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

市道国京宮間2号線（以下「本路線」という。）は、蒲郡市の区域内に存する道路で、道路法第8条第1項の規定により蒲郡市長が路線を認定しており、また、市町村道の管理は、同法第16条第1項の規定により、その路線の存する市町村が行うものとされていること、既に本件事業を開始していることなどから、起業者である蒲郡市は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

このため、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 本路線は、東三河都市計画道路3・5・50号蒲郡環状線（以下「蒲郡環状線」という。）の一区間であり、一般国道23号名豊道路蒲郡バイパスの蒲郡西インターチェンジへのアクセス道路の一区間と

して、安全・安心な住環境の確保、交通の円滑化及び交通ネットワーク化を担う延長356mの重要な幹線市道である。

しかしながら、蒲郡環状線は未完成であるため、中心市街地に流入する交通を分散するという本来の機能が発揮されず、現道である市道国京宮間1号線（以下「現道」という。）に一部の交通が流入する状況となっている。そのため、農業・工業の物流による通過交通と、通勤・通学、日常生活等の地域交通がふくそうし、地域住民、通学者等が通行する狭小な道路を多数の車両が通行し、日常的に危険な状態になっている。

現道は幅員4.0m未満の狭小区間が全体延長の61%存在し、起業者が実施した交通量調査によると、978台/日であり、道路規格と交通量が釣り合っていない状況である。

また、現道と交差する市道宮成町清田前田1号線は、交通量は7,014台/日であり、こちらも、道路規格に合わない交通量となっている上に、大型車が宮間交差点で曲がり切れずに立ち往生する状況が度々発生している。

さらに、交通が集中する時間帯の混雑度は1.99となっており、神ノ郷町上野の交差点の北から南に向かう車線で、全長280mのところ滞留長も含む130mの渋滞が発生している。

本件事業の完成により、蒲郡環状線は全線が供用され、地域交通や通過交通が適切に分散されるとともに、本路線が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和や、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業が生活環境に与える影響について、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外であるが、起業者が同法等に準じて任意で評価を行っており、その結果、大気質、騒音及び振動について、いずれも環境基準等を満足するものと評価している。

また、保全すべき動植物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）及びレッドリストあいち2020に指定される希少な野生動植物の生息及び植生は確認されていない。

さらに、本路線内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存しないことを確認しているが、本件事業の施行に伴い、存在が確認された場合においては、速やかに蒲郡市教育委員会等との調整を図り、適切な処置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 本件事業は、蒲郡市市道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年蒲郡市条例第27号）による第3種第3級の規格に基づく車道2車線及び両側歩道を新設する事業であり、その事業計画は、同条例に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和25年6月6日に都市計画決定され、令和4年3月29日に変更決定された都市計画と、一部隅切り部を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

エ アからウまでに述べたことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

現道は、円滑な交通及び地域住民や通学者の安全が著しく阻害されている状況であり、できるだけ早期にそのような状況の解消を図る必要があると認められる。

また、本路線の地元である神ノ郷町総代会、神ノ郷地区区議会及び蒲郡西部小学校より、上記の理由から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

なお、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を行うために必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用することとしていることから、収用又は使用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は法第20条各号の要件を充足すると判断されるため、蒲郡市から申請のあった東三河都市計画道路3・5・50号蒲郡環状線新設工事（市道国京宮間2号線）について、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
蒲郡市役所

選挙管理委員会告示

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定に基づき、次の政治団体は、令和7年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。
令和7年7月4日

愛知県選挙管理委員会委員長 加藤 茂

〔政党の支部〕

政治団体の名称	代表者の名 氏	会計責任者 の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党愛知県名古屋市緑区第一支部	渡辺 昇	浅井 芳一	名古屋市緑区鳴海町矢切39

〔その他の政治団体〕

政治団体の名称	代表者の名 氏	会計責任者 の氏名	主たる事務所の所在地
明石侑樹後援会	明石 侑樹	明石 侑樹	額田郡幸田町大字芦谷字要善34-1 コーポ要善A201
赤見ゆたか後援会	赤見 優	赤見 優	知多市南翼が丘2丁目141番地
あわの文子後援会	粟野 文子	岡西 直美	東海市加木屋町東平井23-40
いーな！稲沢	加賀雄一郎	加賀 愛	稲沢市矢合町三吉跡1522-1
石川いくお後援会	石川 容子	山下 正午	みよし市三好丘3丁目2番地9
維新稲沢Club	平野 泰弘	加島 和典	稲沢市祖父江町二俣下瀬古947番地
いたくら克典後援会	板倉 克典	板倉 芳子	弥富市又八2丁目126-23
市古修後援会	市古 修	市古 英之	蒲郡市八百富町2-184 オールドマンハッタンビル3F
今枝潔美を支持する会	今枝 潔美	堀尾 弘子	名古屋市中区新栄三丁目7-14
上野よしのり後援会	山内 嘉久	上野 一代	岩倉市栄町2-98 横井店舗2階
打桐あつし後援会	打桐 厚史	小林 弘季	新城市市場台1丁目2番地23
江上博之後援会	伊藤國次郎	山本 雅之	名古屋市中川区荒中町157番地 荒中マンション
大河内政策研究会	大河内元喜	大河内元喜	名古屋市南区本星崎町字町485-2
太田皓一後援会	太田 皓一	武藤 宣人	豊橋市藤沢町163-1
岡江智子政策研究会	岡江 智子	井上 周子	名古屋市南区桜本町151-3
岡田泰昌後援会	岡田 泰昌	岡田 美衣	日進市香久山1-2113
奥三河の新時代はこの未来だ	打桐 厚史	小林 弘季	新城市市場台1丁目2番23
小沢頼仁ファミリー	小澤 頼仁	辻 祐二	東海市大田町郷中187
尾関雅美後援会	尾関 雅美	和田 一成	名古屋市瑞穂区前田町1-21
尾林克時後援会	尾林 克時	尾林 秀子	北設楽郡東栄町大字御園字坂場118番地10
春日井市を良くする会	山本 和幸	西村 雄吉	春日井市高座台2丁目2-2 103-203
川口洋子後援会	川口 洋子	川口 洋子	江南市安良町郷中92-1
川嶋太一郎後援会	川嶋太一郎	川嶋 英子	知立市新林町平草39 サイレントパレス303
河本ゆうこ政策研究会	河本 有子	河本規志子	名古屋市守山区大字上志段味字茂中653 O H A N A 101
北川ひろと後援会	成瀬 勇	神谷 昌彦	高浜市青木町八丁目2番地13
くき政美後援会	久喜 政美	久喜 政美	名古屋市熱田区神宮3丁目2-9
久野てつお後援会	久野 哲生	久野貴美子	名古屋市南区大堀町3番23号-1
くまざわ一敏と共に地域を元気にする会（くまざわ一敏後援会）	小島 一公	前田 憲治	小牧市久保一色東1-20

黒川サキ子後援会	山田 宣夫	黒川 昌二	北名古屋九之坪東ノ川170番地
桑田八重子後援会	桑田八重子	大岩 啓子	半田市瑞穂町3-3-13
元気	玉川 照祥	玉川 鈴代	豊明市二村台2丁目1番地21
江南市を興す会	宮田 達男	宮田 達男	江南市松竹町上野22番地
小牧市を住みやすさ愛知県一にする会	保坂 進	保坂寿美子	小牧市城山2-11 桃花台パークヒルズ2-1301
530生活	伊藤 一成	伊藤 一成	豊橋市牟呂市場町2-1 第2岡田マンション401
近藤いくこ後援会	近藤 勝哉	近藤 勝哉	豊明市沓掛町宿18番地
近藤きよし後援会	近藤 潔	新井 恵子	岡崎市本町通3丁目48番地
近藤善人後援会	近藤 善人	近藤 保積	豊明市三崎町井ノ花13-4
佐藤ようすけ後援会	佐藤 陽介	佐藤 松子	安城市川島町東屋敷56番地12
資政会	三輪 理人	江口 珠花	江南市江森町西56番地3
清水俊安後援会	清水 行男	清水 俊安	刈谷市小垣江町高根78
杉江秀一後援会	杉江 秀一	瀧田知多夫	常滑市新開町1-56
住みやすいまちをつくる会	川口 洋子	川口 洋子	江南市安良町郷中92-1
大丈夫か、名古屋	今枝 潔美	堀尾 弘子	名古屋市中区新栄三丁目7-14
高嶺会清水いくお後援会	清水 郁夫	清水ひとみ	豊田市上郷町4丁目2番地3
たどっこを育てる会	田頭 直樹	田頭あい子	名古屋市緑区細口2丁目816-3
ちよの会	笠木伸二郎	中田 千代	名古屋市熱田区神宮3丁目1-3
出口かつみ後援会	水谷 光宏	水谷 有	稲沢市平和町上三宅芳山46番地
ともの会(奥村とも後援会)	奥村 智	奥村 智	日進市香久山5-201-31
豊川をもっと良くする会	松井 良久	松井さと子	豊川市新宿町1丁目35番地
豊橋市の未来を考える政策研究会	山田 隆司	山田 隆司	豊橋市牛川町字洗島88番地
直井景子後援会	岡本 景子	直井 弘子	田原市白谷町中畑63
中川ひさお後援会	中川 久雄	中川 由美	知多郡武豊町字西門85-5
長久手の輝ける未来を創造する会	植松 孝臣	藤田 智久	長久手市長配2-119
長坂ちひろと手をつなぐ会後援会	長坂 千広	長坂富士子	知多郡東浦町大字生路字池下23-3番地
中沢ゆかさポーターズクラブ	中澤 結香	中澤 結香	豊川市御津町西方井領田7-7
永田隆弘後援会(常滑市に本物の図書館をつくる会)	永田 隆弘	福田 哲弘	常滑市千代ヶ丘2-253 ミッドランドコート103
丹羽孝後援会	近藤 邦幸	原 好男	丹羽郡大口町上小口一丁目83番地
布目しんじ後援会慎友会	布目 慎司	布目 慎司	安城市新田町小山西68-1 小山ビル2F 松陰塾安城北部校内
林けんじ後援会	林 健児	林 久美	海部郡大治町大字花常字東屋敷91
ふじた一平とまちを考える会	藤田 一平	近藤 一樹	犬山市大字犬山字上時迫間1-11
二村真一後援会	二村 真一	二村 理佳	豊橋市中松山町56
舟橋よしえとラベンダーネット	舟橋 淑恵	清水麻耶子	日進市香久山3-1303
松井とおる後援会	松井 亨	高山 和之	豊橋市嵩山町字下角庵1番地36
まつざわ裕介後援会	松澤 裕介	松澤 二郎	春日井市若草通3丁目26番地8

宮田達男後援会	宮田 達男	宮田 達男	江南市松竹町上野22番地
宮田やすゆき後援会	宮田 康之	宮脇 邦明	日進市梅森台四丁目146番地
みらい設楽	中澤 結香	中澤 絹子	北設楽郡設楽町田内字宮下20番地2
みんなの党愛知	岡本 重明	岡本 重明	田原市浦町川向299番地
村井尚典後援会	村井 尚典	村井 尚典	清須市西枇杷島町旭2-39-5 アサヒマンション101
八神たいき後援会	八神 太紀	八神 廣一	海部郡大治町砂子中割7
山口清明後援会	栗木 敏雄	猪飼洋之助	名古屋港区東海通5-4
山口はるみ後援会	山口 春美	杉浦美和子	碧南市三度山町2-70-4
山崎だいすけ後援会	山崎 大助	山崎 大助	東海市富木島町藤島8番地の2 3棟402号
山本和久後援会	山本 和久	山本 京子	知多郡美浜町大字河和字北田面17-1
やわた久夫後援会	八幡 久夫	八幡 久夫	北設楽郡東栄町大字中設楽字下貝津8番地
余語さやかを育てる会	余語冨耶香	余語いさ美	名古屋市緑区篠の風1-1716
渡辺のぼる後援会	水谷 誠	堀江 藤男	名古屋市緑区鳴海町字矢切39

公 告

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を募集します。
 令和7年7月4日

愛知県知事 大村 秀章

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称等

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地	指定管理者に行わせる公の施設の管理に関する業務の範囲	指定管理者の指定の期間	募集要項の配布場所、募集要項を掲載するウェブページアドレス及び問合せ先
愛知県女性総合センター 名古屋市東区上笠杉町1	愛知県女性総合センター条例（平成8年愛知県条例第1号）第8条各号に掲げる業務	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで	愛知県県民文化局男女共同参画推進課男女共同参画グループ 名古屋市中区三の丸三丁目1-2 （郵便番号460-8501） ウェブページアドレス https://www.pref.aichi.jp/soshiki/danjo/ 電話（052）954-6179

2 指定管理者の指定の申請の方法

- (1) 申請書類
 指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則（平成17年愛知県規則第70号）第3条に定める申請書及び添付書類
- (2) 提出期間
 令和7年8月25日（月）から令和7年9月1日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (3) 提出場所
 1の募集要項の配布場所と同じ。

3 指定管理者の選定に係る審査の基準

指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成17年愛知県条例第52号）第3条第3項各号に掲げる基準により最も適切に指定管理者業務を行うことができると認めるものを選定します。ただし、指定管理者として指定することが適当と認められるものがなかったときは、申請者の中から指定管理者を選定しないことがあります。

4 その他

詳細及び説明会の開催については、募集要項によります。

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を募集します。
 令和7年7月4日

愛知県知事 大村 秀章

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称等

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地	指定管理者に行わせる公の施設の管理に関する業務の範囲	指定管理者の指定の期間	募集要項の配布場所、募集要項を掲載するウェブページアドレス及び問合せ先
愛知県弥富野鳥園 弥富市上野町2番10号	愛知県弥富野鳥園条例（平成8年愛知県条例第3号）第4条各号に掲げる業務	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで	愛知県環境局環境政策部自然環境課野生生物・鳥獣グループ 名古屋市中区三の丸三丁目1-2 （郵便番号460-8501） ウェブページアドレス https://www.pref.aichi.jp/press-release/shiteikanri-yachouen-2025.html 電話（052）954-6230

2 指定管理者の指定の申請の方法

(1) 申請書類

指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則（平成17年愛知県規則第70号）第3条に定める申請書及び添付書類

(2) 提出期間

令和7年8月1日（金）から令和7年9月2日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所

1の募集要項の配布場所と同じ。

3 指定管理者の選定に係る審査の基準

指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成17年愛知県条例第52号）第3条第3項各号に掲げる基準により最も適切に指定管理者業務を行うことができると認めるものを選定します。ただし、指定管理者として指定することが適当と認められるものがなかったときは、申請者の中から指定管理者を選定しないことがあります。

4 その他

詳細及び説明会の開催については、募集要項によります。

愛知県ふぐ取扱い規制条例（昭和51年愛知県条例第1号）第7条の規定によって、令和7年ふぐ処理師試験を次のように行います。

令和7年7月4日

愛知県知事 大村 秀章

1 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
学科試験 （種類鑑別試験を含む。）	令和7年10月7日（火） 午後1時30分から	名古屋調理師専門学校 名古屋市瑞穂区新開町5-3
実技試験	令和7年10月8日（水） 同 9日（木） （各受験者の集合日時は、後日指定）	

2 受験願書の受付期間

令和7年8月18日（月）から令和7年8月22日（金）までの午前9時から午後5時まで。原則、郵送による申請は、受け付けません。

3 その他試験に関する事項

試験の詳細は、愛知県のウェブページ（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/eisei/>）を御覧ください。

4 問合せ先

愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課
名古屋市中区三の丸三丁目1-2（郵便番号460-8501）
電話（052）954-6296

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べることができる。

令和7年7月4日

愛知県知事 大村 秀章

1(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表

- 者の氏名
株式会社 I D O M
東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
代表取締役 羽島 裕介
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ガリバー豊橋店
豊橋市牟呂町松崎23ほか
- (3) 大規模小売店舗の変更の日
令和7年2月1日
- (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称及び所在地	(仮称) ガリバー豊橋店 豊橋市牟呂町松崎23ほか	ガリバー豊橋店 豊橋市牟呂町松崎23ほか

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由
店舗の名称が確定したため。
- (6) 届出の日
令和7年6月11日
- (7) 届出等の縦覧場所
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間
令和7年7月4日（金）から令和7年11月4日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- (9) 意見書の提出期限及び提出先
令和7年11月4日（火）
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課
- 2(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者
 - ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
みずほ信託銀行株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
取締役社長 笹田 賢一
 - イ その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者
1名（縦覧による）
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
豊橋ファミリープラザ
豊橋市藤沢町141番地
- (3) 大規模小売店舗の変更の日
縦覧による。
- (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項	変更前	変更後	
大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	氏名又は名称	みずほ信託銀行株式会社	変更前に同じ
	代表者の氏名	取締役社長 梅田 圭	取締役社長 笹田 賢一
	住所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
	その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	1名（縦覧による）	変更前に同じ
小売業を行う者	氏名又は名称	株式会社長崎屋	同
	代表者の氏名	代表取締役 大橋 展晴	代表取締役 赤城真一郎
	住所	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号	変更前に同じ
	その他小売業を行う者	3名（縦覧による）	5名（縦覧による）

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由
建物設置者の代表者及び住所の変更並びに小売業者の代表者の変更並びに入店のため。
- (6) 届出の日
令和7年6月12日

- (7) 届出等の縦覧場所
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間
令和7年7月4日（金）から令和7年11月4日（火）まで（日曜日、土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- (9) 意見書の提出期限及び提出先
令和7年11月4日（火）
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課
- 3(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大和リース株式会社
大阪府中央区農人橋二丁目1番36号
代表取締役 北 哲弥
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ春日井
春日井市追進町2丁目1番5ほか1筆
- (3) 大規模小売店舗の変更の日
令和7年3月31日
- (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項	変更前	変更後
小売業を行う者 氏名又は名称	株式会社ヤマナカ	変更前に同じ
代表者の氏名	代表取締役 中野 義久	同
住所	名古屋市中村区岩塚町字西枝1番地の1	同
その他小売業を行う者	4名（縦覧による）	3名（縦覧による）

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由
小売業者の退店のため。
- (6) 届出の日
令和7年6月12日
- (7) 届出等の縦覧場所
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間
令和7年7月4日（金）から令和7年11月4日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- (9) 意見書の提出期限及び提出先
令和7年11月4日（火）
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（西浦新池地区）の緊急防災等工事計画を定めたから、次のように緊急防災等工事計画書の写しを縦覧に供する。

令和7年7月4日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 期間
令和7年7月7日から令和7年8月4日まで
- 2 場所
蒲郡市役所

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年7月4日

愛知県知事 大村 秀章

作業地域	作業期間	作業種類
額田郡幸田町坂崎、長嶺、久保田及び大草	令和7年6月25日から 令和8年1月19日まで	公共測量（基準点測量及び水準点測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、稲沢市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年7月4日

愛知県知事 大村 秀章

作業地域	作業期間	作業種類
稲沢市稲沢町北島、木全町庄前、西町一丁目、西町二丁目及び西町三丁目	令和7年7月1日から 令和8年3月19日まで	公共測量（基準点測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、高浜市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年7月4日

愛知県知事 大村 秀章

作業地域	作業期間	作業種類
高浜市	令和7年6月19日から 令和8年3月23日まで	公共測量（数値図化修正）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、北名古屋市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年7月4日

愛知県知事 大村 秀章

作業地域	作業期間	作業種類
北名古屋市	令和7年6月19日から 令和8年3月28日まで	公共測量（修正測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、みよし市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年7月4日

愛知県知事 大村 秀章

作業地域	作業期間	作業種類
みよし市	令和7年6月20日から 令和8年3月27日まで	公共測量（数値図化修正）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を募集します。

令和7年7月4日

愛知県知事 大村 秀章

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称等

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地	指定管理者に行わせる公の施設の管理に関する業務の範囲	指定管理者の指定の期間	募集要項の配布場所、募集要項を掲載するウェブページアドレス及び問合せ先
海陽ヨットハーバー 蒲郡市海陽町一丁目7番地	愛知県港湾管理条例（昭和29年愛知県条例第44号）第17条第1号に掲げる業務	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで	愛知県都市・交通局港湾課港湾管理グループ 名古屋市中区三の丸三丁目1-2 （郵便番号460-8501） ウェブページアドレス https://www.pref.aichi.jp/press-release/kaiyo-boshu.html 電話（052）954-6564

2 指定管理者の指定の申請の方法

(1) 申請書類

指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則（平成17年愛知県規則第70号）第3条に定める申請書及び添付書類

(2) 提出期間

令和7年8月25日（月）から令和7年9月1日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所

1の募集要項の配布場所と同じ。

3 指定管理者の選定に係る審査の基準

指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成17年愛知県条例第52号）第3条第3項各号に掲げる基準により最も適切に指定管理者業務を行うことができると認めるものを選定します。ただし、指定管理者として指定することが適当と認められるものがなかったときは、申請者の中から指定管理者を選定しないことがあります。

4 その他

詳細及び説明会の開催については、募集要項によります。

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

令和7年7月4日

愛知県知事 大村 秀章

許可番号	許可年月日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	開発区域に含まれる地域の名称
6尾建 96-94	令和 6.10.22	山下 礼子	名古屋市西区鳥見町2-22-1	日進市梅森町上松17-3
6尾建 96-154	7.1.29	社会福祉法人ポレポレ 理事長 石井 好恵	日進市五色園三丁目509	日進市折戸町梨子ノ木28-65ほか2筆
6尾建 96-198	7.3.26	玉腰 宏明	一宮市大赤見2301-2	愛西市須依町大正8-1

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者に対する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のように行います。

令和7年7月4日

愛知県公安委員会委員長 藤 森 利 雄

1 追加取得講習の実施期日、定員、事前申込期間、受講者決定日及び受講手続期間

区分	実施期日	定員	事前申込期間	受講者決定日	受講手続期間
法第2条第1項第1号に係る警備業務	令和7年8月20日（水）から同月25日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで	15人	令和7年7月14日（月）午前9時から同月16日（水）午後4時まで	令和7年7月25日（金）	令和7年8月4日（月）から同月8日（金）までの午前9時から午後4時まで

2 追加取得講習を受講できる者

実施期日において、追加取得講習の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の交付を受けている者であって、次のいずれかの要件（以下「受講要件」という。）に該当するもの

- (1) 最近5年間に追加取得講習に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上であること。
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けていること。
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事した期間があり、かつ、現に当該警備業務に従事していること。
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に係る旧検定規則第8条の合格証（以下「合格証」という。）の交付を受けていること又は旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事した期間があり、かつ、現に当該警備業務に従事していること。

3 実施場所

一般社団法人愛知県警備業協会 研修室（名古屋市東区代官町35番16号 第一富士ビル）

4 事前申込

受講を希望する者は、愛知県警察本部のウェブページ（<https://www.pref.aichi.jp/police/>）から、「申請・

手続き」、「警備業」、「警備員指導教育責任者資格者証取得講習及び直接検定の実施予定等」、「講習・検定の事前申込要領」の順に進んで詳しい申込手続を確認して申し込んでください。

事前申込については、1人1回とし、定員数を超えた場合は抽選となります。

受講者の決定（抽選の当選者）については、愛知県警察本部のウェブページ（<https://www.pref.aichi.jp/police/>）内で公表します。その際、個人を特定する方法として事前申込の際に付番する「申込番号」により公表します。

5 受講手続

(1) 受講者は、愛知県内の警察署で受講の手続をしてください。

(2) 手続に必要な書類等

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通

ウ 2の(1)に該当する者にあつては、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（警備業務従事証明書）及び履歴書 各1通

エ 2の(2)に該当する者にあつては、1級検定の合格証明書の写し 1通

オ 2の(3)に該当する者にあつては、2級検定の合格証明書の写し並びに当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面（警備業務従事証明書） 各1通

カ 2の(4)に該当する者にあつては、旧1級検定の合格証の写し又は旧2級検定の合格証の写し並びに当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面（警備業務従事証明書） 各1通

キ 写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートル。裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。） 2枚

6 受講手数料の納付

23,000円分の愛知県証紙を証紙貼付書（愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第53条第1項に規定する証紙貼付書をいう。）に貼って、追加取得講習の初日に納付してください。

なお、一旦納付された手数料は、返還しません。

7 その他

事前申込期限を過ぎても申込人員が定員に満たない場合は、定員に達するまで又は受講手続期間終了まで受講申込みを受け付けますので、愛知県警察本部生活安全部生活安全総務課警備業係に問い合わせてください。

8 問合せ先

愛知県警察本部生活安全部生活安全総務課

電話（052）951-1611 内線3283・3284

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により、次のように落札者等について公示します。

令和7年7月4日

愛知県知事 大村 秀章

[掲載順序]

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ③落札者又は随意契約の相手方の住所及び氏名 ④落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑤契約の相手方を決定した手続 ⑥入札公告を行った日

[契約に関する事務を担当する本庁各課又はかいの名称及び所在地]

愛知県環境局環境政策部自然環境課 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

①第二種特定鳥獣管理計画策定調査業務委託 一式 ②令和7年6月19日 ③名古屋市中区東桜二丁目17番14号 日本工営都市空間株式会社 ④47,300,000円 ⑤一般競争入札 ⑥令和7年5月9日

[契約に関する事務を担当する本庁各課又はかいの名称及び所在地]

愛知県教育委員会事務局教育部ICT教育推進課 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

①電子計算組織 59組（借入れ） ②令和7年5月22日 ③東京都千代田区丸の内3-4-1 株式会社J E C C ④243,504,000円 ⑤一般競争入札 ⑥令和7年5月2日

雑 報

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定に基づき、令和6年度決算の要旨を公告する。

令和7年7月4日

愛知縣市町村職員共済組合理事長 下江洋行

(単位：千円)

損益計算書の要旨

経理区分	短期	厚生年金	生保	年退	職等年金	経長の経過	的期の	退職年金等	経長の経過	的期の	業務	保健	貯金	貸付
収入														
負担金	10,135,772	19,707,500			1,107,927		140,422				308,849	353,075		
掛金・組合員保険料	10,121,990	13,493,446			1,107,888							347,352		
利息及び配当金	4,515							6,213	65,592		750	304	1,131,912	146
その他収入	1,535,461										128,588	301	21,047	18,354
他経理から繰入											59,770			
前年度支払準備金	1,561,811													
計	23,359,549	33,200,946			2,215,815		140,422	6,213	65,592		497,957	701,032	1,152,959	18,500
支出														
給付	11,529,388													
役職員給与											227,280	10,430	9,541	9,376
旅費・事務費											42,643	384	1,347	4,332
委託費											19,950			
支払利息								6,213	65,592				1,020,618	6,181
連合会払込金・連合会拠出金	1,363,730													
退職者給付拠出金	18													
前期高齢者納付金	2,935,254													
後期高齢者支援金	4,054,771													
介護納付金	1,839,057													
他経理へ繰入	59,770													
その他支出	10,385	33,200,946			2,215,815		140,422				232,639	773,806	1,962	6,238
次年度支払準備金	1,700,875													
計	23,493,248	33,200,946			2,215,815		140,422	6,213	65,592		522,512	784,620	1,033,468	26,127
差引当期利益金又は当期損失金(△)	△ 133,699										△ 24,555	△ 83,588	119,491	△ 7,627

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

資産														
流動資産	3,174,194	1,562,965	141,738	939	24,069	1,865,206	766,135	318,781	640,443	127,711				
固定資産					475,000	22,094,832	67		136,914,012	1,382,203				
繰延資産														
資産合計	3,174,194	1,562,965	141,738	939	499,069	23,960,038	766,202	318,781	137,554,455	1,509,914				
負債														
流動負債	67,935	1,562,965	141,738	939			14,370	35,251	130,653,022	10				
固定負債	1,700,875				499,069	23,960,038	224,336	605	9,407	511,881				
負債合計	1,768,810	1,562,965	141,738	939	499,069	23,960,038	238,706	35,856	130,662,429	511,891				
純資産														
資本剰余金														
積立金														
利益剰余金	1,405,384						527,496	282,925	6,892,026	998,023				

繰越欠損金											
純資産合計	1,405,384						527,496	282,925	6,892,026	998,023	
負債・純資産合計	3,174,194	1,562,965	141,738	939	499,069	23,960,038	766,202	318,781	137,554,455	1,509,914	

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項に基づき、令和6年度決算の要旨を公告する。

令和7年7月4日

愛知県都市職員共済組合理事長 太田稔彦

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	厚生年金 保険	退職年金	経過的 長期	退職等 年金管理	経過的 長期預託 金管理	業務	保健	貯金	貸付	財形
収入											
負担金	11,258,695	25,013,252	1,388,266	212,193			341,032	506,121			
掛金	11,244,800	16,912,793	1,388,266					500,171			
施設収入・ 商品売上											
連合会交付 金	2,018,172						129,551			89	
利息及び配 当金	8,056				3,662	98,905	2,970	5,709	1,862,461	57	
その他収入	2,675						3,961	14,048	109,512	15,198	
他経理から 繰入							10,004				
短期前年度 繰越支払準備 金	1,796,826										
前期損益修 正益											
計	26,329,224	41,926,045	2,776,532	212,193	3,662	98,905	487,518	1,026,049	1,971,973	15,344	
支出											
給付	13,229,887										
役職員給与							176,574	7,533	8,808	9,861	
旅費・事務 費							28,128	6,171	5,355	276	
商品仕入											
飲食材料費											
委託費・委 託管理費							21,798	2,303	256	255	
普及費・厚 生費							4,471	897,695	5	3	
支払利息					3,662	98,905			1,463,409	3,655	
連合会払込 金・拠出金・ 分担金	1,636,468	41,926,045	2,776,532	212,193			171,837	6,055			
老人保健拠 出金											
退職者給付 拠出金	21										
前期高齢者 納付金	3,181,305										
後期高齢者 支援金	4,813,573										
病床転換支 援金	2										
他経理へ繰 入	10,004										
その他支出	2,145,790						93,402	110,952	2,813	2,289	
次年度支払 準備金	1,897,290										

前期損益修正損計	26,914,340	41,926,045	2,776,532	212,193	3,662	98,905	496,210	1,030,709	1,480,646	16,339	
差引当期利益金又は当期損失金(△)	△ 585,116						△ 8,692	△ 4,660	491,327	△ 995	

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

資産	流動資産	4,466,015	2,553,412	179,523	1,197	1,261	468,364	1,308,351	1,829,767	10,497,881	95,731	446
	固定資産					310,000	16,949,930	13,416		152,714,793	1,157,754	
	繰延資産											
資産合計		4,466,015	2,553,412	179,523	1,197	311,261	17,418,294	1,321,767	1,829,767	163,212,674	1,253,485	446
負債	流動負債	64,569	2,553,412	179,523	1,197			27,497	65,679	149,789,961	16,657	
	固定負債	1,897,290				311,261	17,418,294	219,516	13,224	13,802	336,841	
	負債合計	1,961,859	2,553,412	179,523	1,197	311,261	17,418,294	247,013	78,903	149,803,763	353,498	
純資産	資本剰余金											
	積立金											
	利益剰余金	2,504,156						1,074,754	1,750,864	13,408,911	899,987	446
	純資産合計	2,504,156						1,074,754	1,750,864	13,408,911	899,987	446
負債・純資産合計		4,466,015	2,553,412	179,523	1,197	311,261	17,418,294	1,321,767	1,829,767	163,212,674	1,253,485	446